

# K-Report

2014年 12月 1日発行  
第4巻 第12号

《発行者》 協同組合 愛知労務協会  
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙

■住所

〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階

TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>

FAX 052-261-2612



## 目次

1. 改正情報
2. WLB制度の定着に向けて
3. 所長コラム

## 1. 改正情報

### ■ 第3号被保険者の新たな届出が必要に

平成25年6月に、第3号被保険者の記録不整合問題（※）に対応するための法律（厚年法等改正法）が公布されました。この厚年法等改正法に基づき、平成26年12月から次の①及び②に該当したときは第3号被保険者に該当しなくなったことを、配偶者である第2号被保険者（夫）が勤務する事業所・健康保険組合・共済組合等を経由して、厚生労働大臣（日本年金機構）に届け出なければならないこととなりました。

ただし、この届出が必要な事業所は、全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入していない事業所となります。

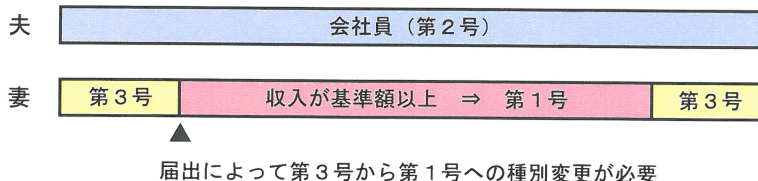
#### 【新たに届出が必要な場合】

- ① 第3号被保険者（妻）の収入が基準額以上に増加したことによって扶養から外れた場合
- ② 配偶者である第2号被保険者（夫）と離婚した場合

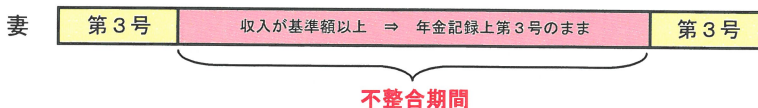
（注）妻が会社員、夫が専業主夫の場合も同様です。（以下、同じ）

（注）配偶者である第2号被保険者（夫）の退職等により第1号被保険者（妻）となる場合は、その事実を日本年金機構において確認することができるため届出の必要はありません。

#### 【対象となる事例（上記①の場合）】



#### 《不整合になっているケース》



（※）

会社員や公務員（第2号被保険者）の被扶養配偶者である専業主婦等（第3号被保険者）が、夫の退職等により実態としては第1号被保険者となったにもかかわらず必要な届出を行わなかったために、年金記録上は第3号被保険者のままとなり不整合が生じている問題。

## 2. WLB制度の定着に向けて

### ■ 制度定着に向けての取組事例

#### 【3】社員による評価制度の見直しと目標設定

長い目で自らのキャリアプランを描きながら、必要なタイミングに、ワークライフバランスの制度を利用できるよう、自己管理能力を向上させていきましょう。そのためには、自分に与えられた目標の重要度や、評価の仕組みの意味を理解する必要があります。育児休業や短時間勤務等の利用で他の人よりもキャリアが遅れたとしても、昇進・昇格を諦めることなく、上司や同僚に相談し、自分なりのキャリアプランを立ててステップアップを目指しましょう。

#### ■ 育児休業復帰後に管理職に昇進

育児休業復帰後、管理職への昇級試験を受けることを躊躇していた時に上司が背中を押してくれ、昇格試験を受験し、合格した。復帰した直後は、職場のメンバーにサポートしてもらい、申し訳ないという気持ちがあったが、今では思い切って育児休業を取って復帰して良かったと感じている。

(建設コンサルタント：1,000人以上)

#### ■ 人事評価システムの従業員への周知

人事評価システムのルールは社員全員に明確にされている。評価を成果・役割基準としたことで社員にも管理職にもルールが分かりやすくなった。また、目標の与え方や評価の仕方についても明確にしていることで、制度利用者だからといって不当に扱われることもない。

(事務用機器器具製造業／1,000人以上)

#### 【お知らせ】

ワークライフバランス制度の導入に関する連載は本号を持って終了となります。来年号より【労働保険・社会保険に関する基礎情報】をお知らせ致します。

## 3. 所長コラム

### ■ すぐそこにやって来ましたマイナンバー

今年はどうな年であったかを思い起こすより、私は来年10月から始まるマイナンバー制度が気にかかりますね。

平成27年10月、全住民票登録者へ郵送によりマイナンバーの通知が開始されます。この12桁のマイナンバーはあらゆる分野で利用されます。

年金の資格取得・確認、給付を受ける際。雇用保険の資格取得・確認、給付を受ける際。労災保険による給付の支給。医療保険等の保険料徴収、給付に関する事務。生活保護の決定・実施に関する事務。確定申告、年末調整、地方税・・・等々、まだまだこの紙面では書ききれない。

このマイナンバーがないと生活保護は受けられない。

このマイナンバーがないと介護が受けられない。

このマイナンバーがないと公営住宅に入れない。

このマイナンバーがないと国民のサービスが受けられない。

このマイナンバーがあると個人情報漏れる恐れがある。



制度導入時点でのマイナンバーの利用は社会保障や税、災害時の本人確認に限定されますが、施行後3年を目処に利用範囲の拡大が検討されています。既に共通番号制を導入している国では情報流出による被害が絶えませんが、諸外国での問題点からよく学び、多額の導入費用に見合う運用を行って欲しいものです。